

IV-2 連邦政府機関の管理職、幹部職の重要度及びその俸給の決定に関する 2001年7月11日の勅令

2001年7月13日のベルギー官報

調整版

改正

2004年3月9日ベルギー官報 第1条、第3条、第8条修正 俸給改正
第4条及び第5条2 e 項廃止

決定済み及び決定

第1条 連邦政府機関の管理職の名称及び権限に関する2001年10月29日の勅令第2条及び連邦政府機関の幹部職の名称及び権限に関する2002年10月2日の勅令第2条に記述された連邦政府機関の理事会議長職、幹部職、管理職1、2、3は本勅令の補遺1に具体化されている基準の適用に応じて重要度が測られる。

前項に規定された基準のそれぞれについては本勅令の補遺2に従って点数が認められる。

第2条 第1条に記述された官職の重要度は第1条の規定の適用に応じて獲得される点数の総合計については同じである。

第3条 第1条に記述された官職は下記の2の欄に表示される第2条の重要度に応じて同じ表の1の欄の1等級から7等級までに及ぶ。連邦政府機関の管理職及び名称及び権限に関する2001年10月29日の勅令第15条並びに連邦政府機関の幹部職の名称及び権限に関する2002年10月2日の勅令第14条を侵害することなく第1条に記述された官職の俸給は同じ表の3の欄に対応して決められる。

1 等級	2 点数での職務の測定	3 俸給
1	≥320及び<400点	64,623.91
2	≥400及び<470点	71,004.20
3	≥470及び<570点	81,453.64
4	≥570及び<660点	90,999.24
5	≥660及び<770点	108,654.92
6	≥770及び<900点	127,028.75
7	≥900点	146,224.72

俸給単位＝ユーロ

各省の職員の給与に当てはまる変動の規則もこの上の3の欄に記した給与の適用となる。

それらは中心軸×105.20の数値に結び付けられる。

第4条 (……)

第5条 水平的な連邦政府機関の人事、組織、財政、管理統制は第1条で上述した官職の重要度測定について決定を行う。

第6条

§1. 閣議は連邦政府機関の各理事会議長の職務の重要度測定を権限ある大臣との協議を経て公務員問題を所管する大臣の提案で確定する。

理事会議長は人事、組織、財政、管理統制の幹部職所管の管理局長の助言を経て連邦政府機関の管理職1及び幹部職の重要度を確定する。人事、組織、財政、管理統制の幹部職所管の管理局長のそれぞれの官職の重要度測定については、財政、管理統制、人事、組織の幹部職所管の管理局長の助言がそれぞれ個別に問われる。

理事会議長及び管理職1の保有者は人事、組織、財政、管理統制の幹部職所管の管理局長の助言を経て連邦政府機関の管理職2、3の保有者の重要度を確定する。

第2項及び第3項に規定した重要度測定委員会が完全には確定していない間は公務員問題を所管する大臣の助言を経て管理職1、2、3の保有者の重要度の概算を所管大臣が決定する。

§2. これらの重要度測定の結果は官職の任命決定若しくは官職任命への決定に具体化される。

第7条 第1条に上述した官職の全てはそれぞれこの決定の発効の日から6年間保証されることになる。

第1項に規定された保証期間在職する管理職1及び幹部職の保有者たちは最初の重要度測定の結果を任務の終わりまで維持する。

第8条 この勅令は連邦政府機関の管理職並びに幹部職の名称及び権限に関する2001年10月29日の勅令と同日付で発効して、理事会議長及び管理職1、2、3の保有者の官職に関連し、連邦政府機関の幹部職の名称及び権限に関する2002年10月2日の勅令と同日付で発効して幹部職に関連する。

第9条 我が大臣及び我が副大臣はそれぞれの国法に関係し、その決定の施行に責任を負う。

資料《略》

勅命により